

第4期三朝町障がい者計画

(令和6年度～令和11年度)

第7期三朝町障がい福祉計画

第3期三朝町障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



鳥取県三朝町

令和6年3月



※「障がい」と「障害」の表記について

鳥取県では障がいのある方の思いを大切に、共生社会の実現を推進するという観点から、平成21年度に「障害」を「障がい」と表記することが定められました。

これに伴い本町でも同様の取扱いとしており、本計画において次の場合については「障害」と表記します。

- (1) 法令及び条例等の表記に用いる場合
- (2) 名称等の固有名詞を用いる場合
- (3) 医学用語等の専門用語として用いる場合

目次

第1部 総論

第1章 計画策定の概要	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	4
4. 計画の構成	4
5. 計画の背景（障がい者施策の動向）	5
第2章 三朝町の障がい児・者を取り巻く現状	
障がい児・者数の推移	10
第3章 計画の基本的考え方	
1. 基本理念と基本目標	16
2. 施策展開の基本的な視点	16
3. 障がい者（障がいのある人）の定義	17

第2部 三朝町障がい者計画

第1章 理解と支え合いをめざして	
1. 広報・啓発活動の推進	18
2. 福祉教育の充実と交流教育の推進	19
第2章 一人ひとりの可能性を伸ばす療育・教育をめざして	
1. 就学前療育の充実	20
2. 教育の充実	20
第3章 働く喜び・就労機会の充実をめざして	
1. 雇用の促進と安定	21
2. 就労機会の拡大	21
第4章 こころ豊かな生活を支援する福祉サービスをめざして	
1. 相談・情報提供支援体制の整備	22
2. 障害福祉サービス等の充実	23
3. 権利擁護の推進	23
4. 障がい者虐待防止対策	24
5. 行政サービス等における配慮	24
第5章 安心して暮らせる保健・医療をめざして	
1. 早期発見・早期療育体制の整備	25
2. 医療機関との連携・医療費の助成	25
第6章 人にやさしい町づくりをめざして	
1. バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進	26
2. 交通・移動手段の整備充実	26
3. 防犯・防災対策の整備	27

第3部 三朝町障がい福祉計画・三朝町障がい児福祉計画

第1章 障害者自立支援サービス等の全体像	28
第2章 成果目標（令和5年度の数値目標の設定）	
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行	29
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	31
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	33
4. 福祉施設利用者の一般就労への移行	34
5. 障がい児支援の提供体制の整備	36
6. 相談支援体制の充実・強化等	38
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	39
8. 発達障害者等に対する支援とその見込量	40
第3章 障害福祉サービスの必要量の見込み	
1. 訪問系サービス	41
2. 日中活動系サービス	43
3. 居住系サービス	54
4. 相談支援サービス	57
第4章 障がい児支援事業等の必要量の見込み	
1. 障害児通所支援	60
2. 障害児相談支援	62
3. 障がい児に対する子ども・子育て支援	63
第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み	
1. 地域生活支援事業の取り組み	64
2. 地域生活支援事業の実績と見込量	66
第6章 サービス見込量確保のための方策	
1. 訪問系サービス	68
2. 日中活動系サービス	68
3. 居住系サービス	69
4. 相談支援サービス	69
5. 障がい児支援事業	69
6. 地域生活支援事業	70

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進	71
1. 障がいのある人の自立と連携	
2. 地域相談支援体制の整備	
3. 各種団体、住民との協力体制	
4. 国・県・近隣市町との連携	
5. 計画の周知・推進	
第2章 計画の進行管理	72

資料編

用語解説	73
------	----

第1部 総論

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成24年度に障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく「障害者計画」として「第2期三朝町障がい者計画（平成24年度～平成29年度）」を、平成27年度に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「第4期三朝町障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）」「第5期三朝町障がい福祉計画（平成30年度～令和2年度）」及び「第6期三朝町障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、障がい福祉関連施策を推進してきました。

障がい者の社会参加やまちづくり等、総合的・中長期的な「市町村障害者計画」に対し、「市町村障害福祉計画」は、障害福祉サービスの実施計画的なものとして位置づけられています。また、平成28年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、平成30年度から、国の基本指針に即して「市町村障害児福祉計画」を策定することが義務付けられたため、「第1期三朝町障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）」及び「第2期三朝町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の計画的な推進を図って来ました。

このたびは、令和5年度に計画期間が終了となる3計画について、前計画を検証するとともに、新たに令和6年度から令和11年度までの基本計画となる「第4期三朝町障がい者計画」を策定し、この計画に基づき、令和6年度からの3年間を計画期間とした次の2つの計画を策定し、引き続き障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の計画的な推進を図ることとします。

①第7期三朝町障がい福祉計画

この計画は、障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を計画的に提供できるように、具体的な数値目標や必要量の見込などを定めた計画です。

現在策定されている第6期の障がい福祉計画を見直し、新たに第7期の計画を策定しました。

②第3期三朝町障がい児福祉計画

この計画は児童福祉法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害児通所支援施設等の提供体制の確保や具体的な見込量を定めた計画で、「障がい福祉計画（第7期）」と一体的に策定しました。

2. 計画の位置づけ

市町村障害者計画・市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画について

「市町村障害者計画」

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定される福祉・教育・保健・医療・雇用などの関連施策が連携し、地域における障がい者の暮らしの基盤を整備する中長期の計画

「市町村障害福祉計画」

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定される障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、サービス等を確保するための方策などを示す実施計画

市町村障害福祉計画に盛り込む事項は、大きく次の 3 点です。

- ①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ③各年度における地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

「市町村障害児福祉計画」

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定される障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保やその円滑な実施に関する計画

市町村障害児福祉計画に盛り込む事項は、大きく次の 2 点です。

- ①障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項
- ②各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

障害者基本法（抄）

第9条 略

2 略

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法（抄）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

児童福祉法（抄）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3. 計画の期間

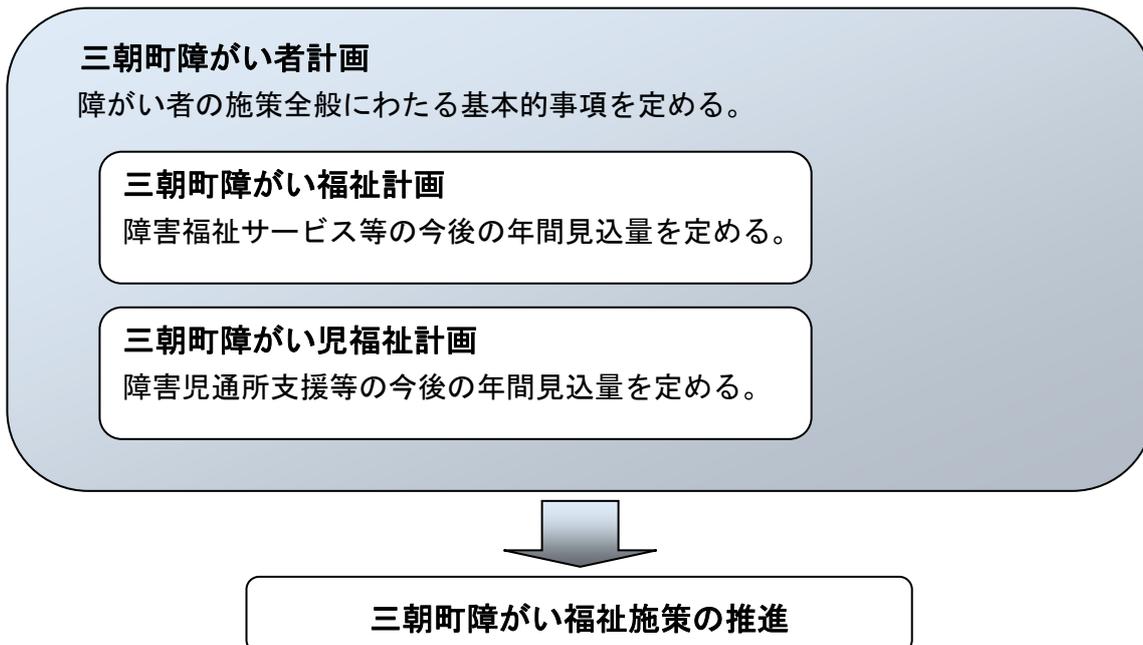
この計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としています。

なお、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に係る実施計画部分）は、3年を1期として策定することとされています。これまでの実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度までを「第7期三朝町障がい福祉計画」及び「第3期三朝町障がい児福祉計画」とします。また、上記の期間中においても、必要が生じれば見直しを行います。

第4期三朝町障がい者計画					
第7期三朝町障がい福祉計画 第3期三朝町障がい児福祉計画			第8期三朝町障がい福祉計画 第4期三朝町障がい児福祉計画		
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
					
		令和8年度見直し			

4. 計画の構成

本計画は「三朝町障がい者計画」と「三朝町障がい福祉計画」、「三朝町障がい児福祉計画」の3計画で構成され、各計画の趣旨は下記のとおりとなります。



5. 計画の背景（障がい者施策の動向）

わが国の障がい者施策は、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、以後着実に進展を遂げてきています。特に、平成 15 年の「支援費制度導入」、平成 18 年の「障害者自立支援法の施行」、平成 24 年の「障害者総合支援法の施行」など、障がいのある方々の自立と社会参加を促進するための制度的な取り組みが、大きく変化してきたことから、それら制度改正動向を整理します。

◆支援費制度の開始

平成 12 年の社会福祉基本構造改革の一環として、身体障害者福祉法等が改正され、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障がいのある人自らがサービスを選択し、事業者と対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用する「支援費制度」が平成 15 年 4 月から開始されました。

◆障害者基本計画及び重点施策実施 5 か年計画のスタート

平成 15 年 4 月から、国では新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施 5 か年計画」がスタートしました。特に、サービスの再構築として、施設等から地域生活への移行の推進の方向が示され、さらに、施設の在り方の見直しとして、入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する旨が初めて定められました。

◆障害者基本法の改正

平成 16 年 6 月には、障害者基本法が改正され、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と差別禁止が明記されました。

◆発達障害者支援法の制定

発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会参加の促進のために、発達障害者支援法が平成 16 年 12 月に制定され、平成 17 年 4 月から施行されました。この法律では、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援、発達障がい者支援センターの指定等について定められました。

◆障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

精神障がい者の雇用対策の強化などを柱とした改正障害者雇用促進法が平成 17 年 7 月に制定され、平成 18 年 4 月から施行されました（一部は平成 18 年 10 月施行）。改正法では、身体障がい者・知的障がい者のみとしていた法定雇用率の算定対象に、新たに精神障がい者を加えることが出来るようになりました。

◆特殊教育から特別支援教育へ

平成 19 年 4 月の学校教育法の一部改正により、障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍する学習障害（LD）＊・注意欠陥多動性障害（ADHD）＊・高機能自閉症＊等の児童生徒も含め、障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う「特別支援教育＊」への転換が行われました。

◆障害者自立支援法の制定

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまでの障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、新たな共通の制度の下で一元的に提供するしくみを創設することを旨とした障害者自立支援法が平成 17 年 10 月に制定され、平成 18 年 4 月から施行されました。（一部は平成 18 年 10 月施行）。

障害者自立支援法のポイント

- 1 障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するためのしくみを一元化し、施設・事業を再編
- 2 障がいのある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- 3 サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- 4 就労支援を抜本的に強化
- 5 支給決定のしくみを透明化、明確化

◆障害者自立支援法施行令の改正

障害者自立支援法の制定後、障がい者福祉制度に関しては、利用者の応能負担を基本とする新たな総合的な制度をつくることとしていますが、応能負担への第一歩として、平成 22 年 4 月から低所得（市町村民税非課税）の障がい者等に対し、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとなりました。

◆障害者自立支援法の改正

平成 22 年 12 月 10 日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（整備法）により、障害者自立支援法が改正され、平成 23 年 10 月から、グループホーム・ケアホームの利用助成（家賃助成）及び視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）が実施されることとなりました。

また、平成 24 年 4 月施行分として、相談支援施策の充実、障がい児支援施策の強化策等が盛り込まれています。

◆障害者虐待防止法の制定

平成 23 年 6 月に、障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律が公布され（平成 24 年 10 月施行）、障がい者に対する虐待の防止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等が定められました。

◆障害者自立支援法の見直し

(題改：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法））

新たな障害保健施策を講ずるものとして、平成 24 年 6 月 20 日、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律に関する法律」が制定され、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するように、総合的かつ計画的に行われることを法律の理念として新たに掲げられました。

障害者総合支援法のポイント

1 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

2 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

3 障害者に対する支援

①重度訪問介護の対象者拡大

②共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

③地域移行支援の対象拡大

④地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深める研修や啓発を行う事業、意志疎通支援を行う者を養成する事業等）

4 サービス基盤の計画的整備に関する内容

◆障害者優先調達推進法の施行

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成 24 年 6 月に成立し、国や地方公共団体等は物品や役務の調達にあたって、障がい者就労施設等から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することとなりました。

◆障害者差別解消法の施行及び改正

全ての国民が、障がいの有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立しました。（平成 28 年 4 月 1 日施行）

これは、障害者基本法第 4 条に規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮*の提供の義務付け（民間事業者は努力義務）などが定められました。

また、令和 3 年に障害者差別解消法が改正され、民間事業者に対しても障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

◆障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年 4 月を施行日として、雇用分野における障がいのある従業員や職員に対する「差別の禁止」について、同様に具体的な措置等が定められました。

また、障がい者の雇用に関する状況等から、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えることとなりました。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正

平成 28 年 5 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うための所要の改正が行われました。

◆発達障害者支援法の改正

平成 28 年 6 月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が公布され、同年 8 月を施行日として、医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関の相互連携による発達障害者への「切れ目のない」支援の実施のほか、当事者の家族等への支援や地域における支援体制の構築等、共生社会の実現に向けた措置等が定められました。

◆住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正

平成 29 年に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正が公布され、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能の強化を図ることとされました。

◆障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

平成 30 年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布、令和 3 年度に施行されることとなり、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備やそのための支援を促進することとされました。

◆視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

令和元年に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が制定され、視覚障がい者等の読書環境の整備推進や図書館利用に係る体制整備等、総合的な整備を進めるための施策が示されました。

◆成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定

令和元年に、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別をされないよう、権利の制限に係る措置の適正化を図るための措置を講ずることが定められました。

◆障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行

令和4年に「障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が公布され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る総合的な施策を推進し、共生社会の実現に資するための施策が示されました。

◆障害者著作権アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の制定

令和4年に、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため、「障害者著作権アクセシビリティ・コミュニケーション*推進法」が制定・施行されました。

学習障害（LD）* 【文部科学省HP「主な発達障害の定義」より】

全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力の習得と使用に著しく困難を示し学習に支障をきたします。

注意欠陥／多動性障害（ADHD）* 【文部科学省HP「主な発達障害の定義」より】

日常生活に著しく支障をきたすほど多動、注意集中困難、注意転動（気が散る）、衝動的に行動する等が目立ちます。さまざまな情報をまとめることが困難であることが全ての場合共通します。

高機能自閉症* 【文部科学省HP「主な発達障害の定義」より】

高機能自閉症は、3歳ぐらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

特別支援教育*

平成15年3月に文部科学省の協力会議でまとめられた「今後の特別支援教育の在り方について」では、障がいの程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることを基本として、学校や教育委員会における体制の整備、特別支援教育に関する制度的な見直しを提言しています。その後、平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、全ての学校において、障がいのある幼児、児童、生徒の支援を、さらに充実していくこととなっています。

合理的配慮*

障がいのある人とない人の平等な機会を確保するために、負担になりすぎない範囲で、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整を行ったり、サービスを提供したりすることを「合理的配慮」といいます。

アクセシビリティ・コミュニケーション*

年齢や障がいの有無等に関係なく、だれもが必要とする情報に簡単にたどりつくことができ、また、利用できること。

第2章 三朝町の障がい児・者を取り巻く現状

障がい児・者数の推移

(1) 障害者手帳所持者数

令和5年4月1日現在における三朝町の人口は5,924人で、障害者手帳所持者数は428人と、総人口の7.22%となっています。

手帳所持者数

区分	18歳未満	18～65歳未満	65歳以上	合計
人口(人)	781	2,749	2,394	5,924
手帳所持者(人)	11	150	267	428
割合(%)	1.4	5.5	11.2	7.2

(2) 障がいの種類

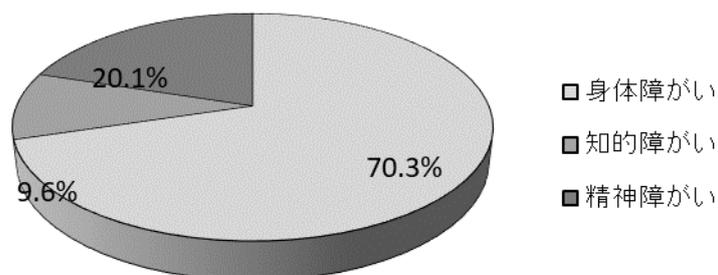
令和5年度の障害者手帳所持者数は428人となり、令和3年度時点に比べ横ばいとなっています。この所持者数のうち、身体障がいのある人は301人、知的障がいのある人は41人、精神障がいのある人は86人となっており、身体障がいのある人が70%以上を占めています。

また、近年、精神障がいのある人が増えています。

(4月1日現在の人数)

手帳の種類	令和3年	令和4年	令和5年
身体	315	308	301(70.3%)
療育	38	38	41(9.6%)
精神	77	87	86(20.1%)
計	430	433	428

手帳所持者種別割合



(3) 身体障がいのある人の状況

身体障がい者とは

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいがあり、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者と定義されています。

①種類別

身体障がいを種類別に見ると、肢体不自由（143人）が最も多く、続いて心臓機能障害（80人）となっています。

（各年4月1日現在）

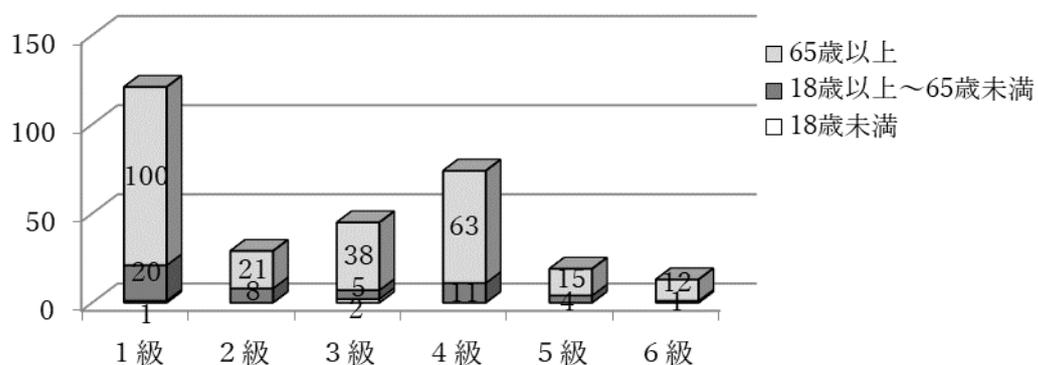
区分	肢体不自由	心臓	視覚	聴覚 平衡	じん臓等 内部障がい	音声 言語	合計
令和元年	174	75	27	13	33	4	326
令和2年	166	75	27	12	36	4	320
令和3年	160	77	27	13	35	3	315
令和4年	148	76	30	14	36	4	308
令和5年	143	80	30	13	38	6	310

※重複障がいの方がいるため、手帳所持者数と不整合となっています。

②等級別

身体障がいのある人を等級別に見てみると、令和5年4月1日現在、1級の方が120人、2級の方が29人と重度障がいの方が149人。全体の48.1%を占めています。また、年齢別に見てみると、65歳以上が総数の82.7%を占めています。

身体障害者手帳等級図



(4) 知的障がいのある人の状況

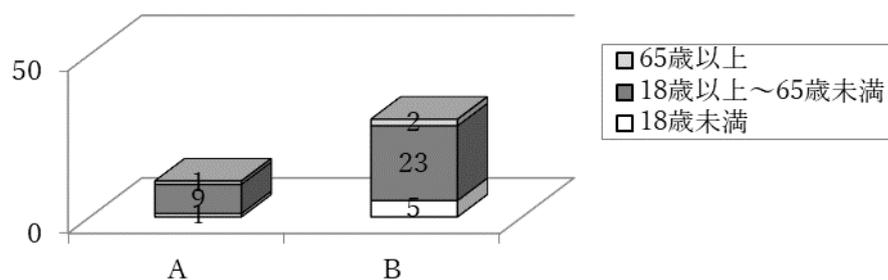
知的障がい者とは

知的障がい者の定義は、法律にはありません。

基本的には、適応行動における障がいを伴う状態（日常生活や社会的な適応行動に障がいがあり、援助を必要とする状態）で、それが発達期までに現われたもので、概ね知能指数（IQ）が75までの者とされています。

知的障がいがある人の状況は、令和5年4月1日現在、A（重度）が11人、B（中軽度）が30人の合計41人となっています。近年では、新規申請・交付されるケースは少ない状況となっています。

療育手帳等級図



(5) 精神障がいのある人の状況

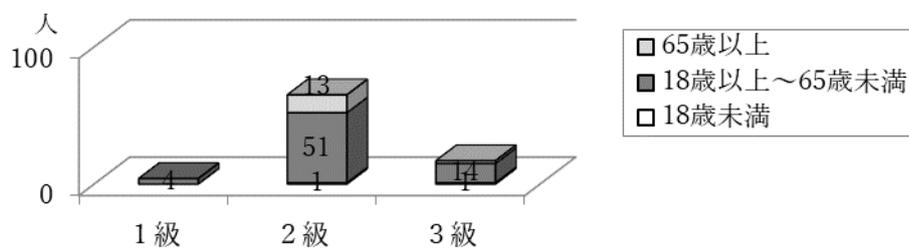
精神障がい者とは

統合失調症、そううつ病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者と定義されています。近年では、発達障がいも精神障がいと分類されています。

①程度別

精神障がいのある人の状況は、令和5年4月1日現在、1級：4人、2級：65人、3級：17人の総計86人（未更新含まず）となっています。

精神保健福祉手帳等級図



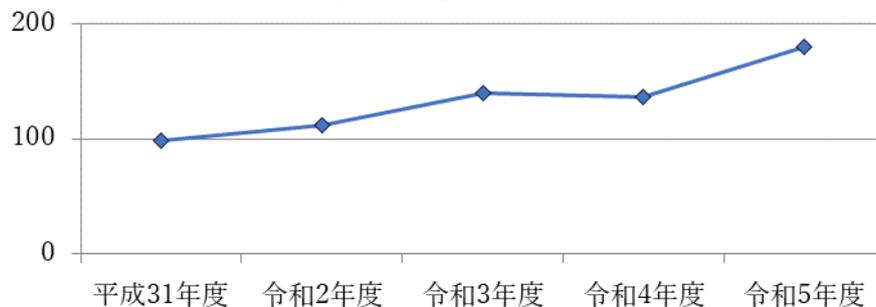
②自立支援医療（精神通院医療）

精神通院の公費負担対象者は、令和5年4月1日現在で180人（うち手帳所持者59人）となっており、近年、増加しています。

（各年4月1日現在）

区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神通院者（人）	99	112	140	136	180

精神通院者（人）



(6) 障がい児の教育環境

①町内小中学校への就学状況

児童数、生徒数とも減少傾向となっていますが、特別支援学級の児童数は横ばい、生徒数は増加傾向にあり、支援が必要な児童及び生徒の割合が増えています。

◆小学校への児童の就学状況

[単位：人]

項目	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
町内の児童数	307	295	293	286	284
町立小学校 (通常学級)	281	268	264	257	258
町立小学校 (特別支援学級)	25	26	27	27	24
特別支援学校	1	1	2	2	2
その他	-	-	-	-	-

◆中学校への生徒の就学状況

[単位：人]

項目	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
町内の生徒数	187	173	169	164	159
町立中学校 (通常学級)	176	160	154	145	142
町立中学校 (特別支援学級)	7	9	13	18	15
特別支援学校	4	4	2	1	2
その他	-	-	-	-	-

②町内小中学校の特別支援学級、通級による指導の状況

令和5年度に小学校へ就学した町内の児童数は46人、中学校へ就学した町内の生徒数は48人となっています。

令和5年4月1日現在の町内小学校の特別支援学級の児童数は24人で、町内小学校の児童数の8.5%、通級による指導を受けている児童数は10人で町内小学校の児童数の3.5%となっています。

令和5年4月1日現在の町内中学校の特別支援学級の生徒数は15人で、町内中学校の生徒数の9.6%、通級による指導を受けている生徒数は4人で町内中学校の生徒数の2.5%となっています。

◆町内小学校の特別支援学級、通級の各学年別児童数 (令和5年4月1日現在)

項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
通常学級	44	44	41	36	40	43	248
特別支援学級	2	3	9	3	4	3	24
通級による指導	0	2	2	3	3	-	10

◆町内中学校の特別支援学級、通級の各学年別生徒数 (令和5年4月1日現在)

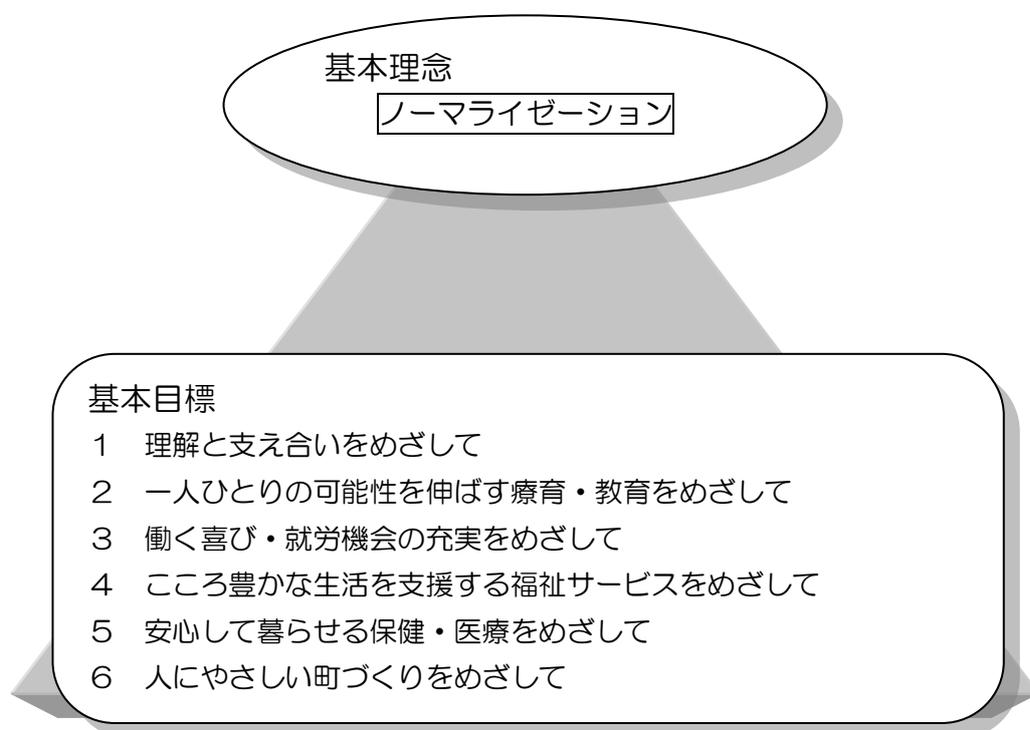
項目	1年	2年	3年	合計
通常学級	41	41	56	138
特別支援学級	5	7	3	15
通級による指導	2	2	0	4

第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念と基本目標

本計画では、障がいのある人も障がいのない人も共に社会で生活し、お互いが助け合う地域共生社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念とします。

また、住み慣れた町や地域の中で障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる、住みよい町を目指します。



2. 施策展開の基本的な視点

施策の展開にあたっては、鳥取県障がい者プラン～共に生きる社会の構築を目指して～の基本理念と、三朝町障がい者計画の理念を基に、次の4つの基本的視点を持って取り組みます。

- ① 自己決定と自己選択の尊重
- ② 施設入所・入院から地域生活への移行促進
- ③ 就労支援の強化
- ④ 障がいの多様化への対応

3. 障がい者（障がいのある人）の定義

平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法第 2 条第 1 項において、障がい者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

ただし、具体的事業の対象となる障がい者（障がいのある人）の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

*社会的障壁**

障害者基本法第 2 条第 2 項において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されています。

第2部 三朝町障がい者計画

第1章 理解と支え合いをめざして

1. 広報・啓発活動の推進

障がいのある人もない人も共に生活し、活動できる社会を目指すノーマライゼーションの実現のためには、日常生活や社会生活において制限を受けている障がい者のおかれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）を取りはらう「こころのバリアフリー」が求められています。

特に、障がいの中でも精神障がい、知的障がいや発達障がいについての正しい知識や理解を広め、誤解や偏見を取り除かなければならないという課題があります。

今後も継続して、広報・啓発活動等を実施し、「こころのバリアフリー」を実現していくとともに、さらに課題となっている精神障がい、知的障がいや発達障がいについても地域社会で理解を得られるよう働きかける必要があります。

また、近年のICT（情報通信技術）の発達は、障がいのある人の情報収集や発信、コミュニケーションをサポートし、多様な社会参加の促進に寄与することが期待されます。

障がいの特性に応じて障がい者が情報に十分アクセスできるよう支援していきます。

施策の推進

- ・福祉関係団体の行うイベント等へ参加・協力するほか、町報、インターネットなどにより効果的な啓発を行います。
- ・「身体障害者福祉週間」「精神保健普及月間」などの各種取り組みを活用し、障がいのある人への理解、障がいのある人の社会参加を促進します。
- ・外見からは援助や配慮の必要性が判断しにくい方々が、援助を得やすくなるよう作成された「ヘルプマーク*」についての普及・啓発に努めます。
- ・障がいの特性に応じた情報アクセシビリティの向上の支援や関連する情報提供を推進します。

ヘルプマーク*



(ヘルプマーク)

『鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例』（愛称 あいサポート条例）が平成29年9月1日から施行となりました。

この条例の中で、県民または事業者は、援助や配慮が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」を着用している方に対して、その当事者の方の求めに応じて必要な支援等を行うことが定められています。

2. 福祉教育の充実と交流教育の推進

福祉教育の推進のためには、地域で福祉の担い手が活動しなければならないことが求められています。福祉に携わる人材の不足が課題となっており、人材の育成も求められています。このことから、子どものうちから福祉に対する関心を高めることが重要であり、そのため学校教育における福祉教育の充実が重要視されています。

今後も継続して、学校教育機関との連携を図りながら、啓発・実践活動や体験学習など充実した福祉教育を進めると共に、一層の思いやりの精神を向上させるため、障がいのある児童と障がいのない児童との交流の機会を増やすなどの取り組みを進めていきます。

施策の推進

- ・ 幼少期からの理解を深めるため、保育園児や小中学生間で障がいのある児や者との交流を促進し、継続的な交流教育の推進を図ります。

第2章 一人ひとりの可能性を伸ばす療育・教育をめざして

1. 就学前療育の充実

発達期の障がいのある乳幼児に対しては、早期に必要な療育を行い、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが重要視されています。

これまで、発達期の障がいのある乳幼児に対して必要な療育を行い、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ってきましたが、保護者への支援及び情報提供、関係機関との連携が課題となっています。

今後も継続して、障がいのある乳幼児に対して必要な療育を行うとともに、関係機関との連携を図り、さらに、保護者への支援や情報提供を行っていきます。

施策の推進

- ・障がいを早期に発見し、乳幼児期から保健、福祉、教育などの関係機関と連携をとりながら、適切な支援へとつなげ、障がい児の健全な育成を図ります。
- ・障がい児を育てる親の会との連携をとり、保護者への支援や情報提供を行います。

2. 教育の充実

障がいのある児童・生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの程度に応じた、きめ細やかな教育を行うことが求められています。

これまで、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行ってきましたが、障がいの種別も多様化していることから、対応できる教職員の確保、指導方法等の工夫が重要な課題となっています。

今後も継続して、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行うとともに、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉スペクトラム症などの発達障がいについても、対応できる教職員の確保や指導方法等の工夫を行う必要があります。また、乳幼児期から学校卒業後にわたり関係機関が一体となって、保護者に対する相談支援や就学指導体制を整える必要があります。

施策の推進

- ・障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う、特別支援教育を推進するとともに、保護者等の負担軽減を図ります。

第3章 働く喜び・就労機会の充実をめざして

1. 雇用の促進と安定

障がい者の誰もが、その適正と能力に応じた雇用の場に就き、誇りを持って地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障がいの特性に応じたきめ細やかな支援が求められています。

これまで、障がい者の就労支援を行ってきましたが、一般就労へ向けた訓練等の継続、就労の場の確保等が課題となっています。

今後も継続して、障がい者を一般就労に結びつける相談支援の充実、公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携を図りながら就労支援体制の充実を図る必要があります。

施策の推進

- ・障がいの種別や程度に応じたきめ細やかな支援を行うため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターくらし等の関係機関と連携します。
- ・障がいや障がい者に対する理解を深め、就労機会を得ることができるようハローワークと連携し、雇用の拡大に努めます。
- ・一般就労に向けた能力向上のための訓練や一般就労後の職場定着のための支援を行う事業所の確保に努めます。

2. 就労機会の拡大

障がいの種類や程度によって一般企業で働くことが難しい人にとって、さまざまな就労の場を確保することが求められています。

これまで、一般企業への就労が困難な障がい者のために、就労の知識及び能力の向上や必要な訓練を行ってきましたが、就労機会の拡大・充実させることが課題となっています。

今後も継続して、就労の知識及び能力の向上を図るとともに、関係機関と連携し就労機会の拡大・充実のための環境整備を図る必要があります。

施策の推進

- ・一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を支援します。
- ・三朝町障がい者就労施設等からの物品優先調達方針に従い、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達に努め、当該施設の受注機会の確保や物品等の需要の増進を図ることにより、障がい者の雇用の確保を推進します。

第4章 こころ豊かな生活を支援する福祉サービスをめざして

1. 相談・情報提供支援体制の整備

障がい者が住みなれた地域でこころ豊かな生活を送るためには、相談窓口や情報提供の支援体制を図り、必要とするサービスを的確に利用できるような支援することが求められています。

これまで、障がい福祉専門の相談支援員を置いた相談支援事業所において、障がい者の相談窓口として、相談や情報提供を行ってきました。

今後も継続して、相談支援事業所を中心として、相談や情報提供を行うとともに、総合的な相談業務、成年後見制度の利用支援、福祉施設から地域移行するための地域移行支援、移行後の地域定着支援及び障がい児相談支援の充実を図っていきます。

施策の推進

- ・障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族に対する相談窓口機能、保健・医療・福祉サービスなどに繋がる連携体制の充実を図ります。
- ・障がい者一人ひとりの状況を踏まえた、ケアマネジメントの体制整備を図ります。また、施設入所や病院に長期入院していた人が、地域での生活に移行するための支援や、地域移行した人の地域定着のための支援を継続的に推進します。
- ・聴覚及び言語・音声機能障がい者の社会参加の促進や意思疎通を図るため、手話通訳者*・要約筆者*等の派遣体制を充実します。

手話通訳者*

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障がい者のために手話通訳を行う人です。また、平成元年には、手話通訳技能の向上を図るとともに手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高めるために、厚生大臣の公認試験として「手話通訳技能公認試験」が制度化され、合格した人には「手話通訳士」の称号が付与されています。

要約筆者*

要約筆記とは、聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つの方法であって、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝達するものです。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法なども用いられてきています。要約筆者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う人のことです。

2. 障害福祉サービス等の充実

障がい児・者が住み慣れた地域で生活し続けるためには、一人ひとりのニーズに合ったサービスを利用しながら、自立した生活が送れるよう環境整備の実現が求められています。

今後も、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい児の健やかな育成と障がい者の自立と社会参加を支援する必要があります。

施策の推進

- ・障害者総合支援法や児童福祉法等による総合的な自立支援システムづくりを推進し、各種の障害福祉サービスや障害児通所支援等の充実を図ります。
- ・障害者総合支援法では、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を位置付けています。地域で生活する障がい児・者の自立した日常生活や社会生活を支援します。

3. 権利擁護の推進

障がいのある人の中には、障がいによって物事を判断する能力が十分ではない人がいるため、社会生活を送るにあたり、お金の管理や契約を結ぶことなどに対する支援が求められています。

判断能力が十分ではない人の権利を擁護するため、また、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、各種サービスを行っています。

また、障がい者だけでなく、高齢に伴う権利擁護の支援を必要とする数は増加しています。

今後も継続して、判断能力が十分ではない人の権利擁護を行うとともに、支援を必要とする人に充実したサービス提供ができるよう、体制を整える必要があります。

施策の推進

- ・障がい者の権利を守るために、社会福祉協議会と連携し「権利擁護事業」の周知に努め、利用の促進を図ります。
- ・障がい者の権利を守るために、令和3年度に策定した三朝町成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の周知に努め、専門的相談窓口などの利用の促進を図ります。

4. 障がい者虐待防止対策

障がい者に対する虐待が全国的に度々報じられており、中には悪質な事件も発生しています。虐待は、発見がしづらいつとされていますが、関係機関や地域住民が協力し、早期に発見できる体制を整えることが求められています。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成 24 年 10 月に施行されました。

障がい者があらゆる虐待の被害に遭うことがないように相談窓口を周知するなど早期に発見する体制を強化するとともに、被害に遭った障がい者の保護と、その後のサポート及び障がい者の養護者へのサポートを行う必要があります。

施策の推進

- ・障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであるため、障がい者に対する虐待の防止、虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者等の相談、指導及び助言を行います。また、支援に関する広報その他啓発活動を行います。
- ・関係機関等による日ごろからのネットワークの構築、地域における関係機関等の協力体制の整備に努めます。

5. 行政サービス等における配慮

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、平成 28 年 4 月から施行され、これにより、何人も、障がいを理由として差別すること、その他権利利益を侵害する行為は禁止されています。また、同法は令和 3 年に改正され、令和 6 年 4 月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務付けられました。

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等をはじめ、事業者においても障がいのある人への理解の促進に努める必要があります。

施策の推進

- ・国の定める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即して、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関し、職員が適切に対応するために必要な要領（対応要領）を定め、その実践を図ります。
- ・合理的配慮について、普及・啓発活動に取り組みます。

第5章 安心して暮らせる保健・医療をめざして

1. 早期発見・早期療育体制の整備

疾病や障がいを早期に発見し、早期療育・各種保健・福祉施策へと適切に導くためには、きめ細やかな相談指導や個々の状況にあった支援体制を整備することが求められています。特に、近年では精神疾患に関する相談が増加しているため、保健・医療・福祉の連携を一層強めていくことも重要です。

今後は、早期発見・早期療育に努めるとともに、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉スペクトラム症などの発達障がいや精神障がい等について関係機関との連携を一層強め、地域におけるネットワークを構築し、一貫したサービスが受けられるような体制を整備する必要があります。

施策の推進

- ・関係機関と連携し、疾病や障がい等を早期に発見し、必要に応じて療育を行い、障がいの軽減や生活能力の向上を図ります。

2. 医療機関との連携・医療費の助成

生活習慣病を未然に防ぐためには、より一層の保健事業推進を行い疾病の予防に努めていくことが求められています。

これまで、障がい者の様々な医療ニーズにこたえられるよう、医療機関と福祉関係機関が連携を図るとともに、経済的な負担の軽減に努めてきました。

今後も、医療機関との連携・相談体制を充実させるとともに、医療費の助成もを行い、障がい者及び障がい者世帯の負担軽減に努める必要があります。

施策の推進

- ・障がいの特性にあった医療機関との連携、相談支援体制の充実に努めるとともに、経済的な負担軽減を図ります。

第6章 人にやさしい町づくりをめざして

1. バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進

障がい者や高齢者をはじめとする全ての人々が尊重され生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる安全で安心できる人にやさしい町づくりが求められています。

これまで、地域社会での公共施設については、バリアフリー化を進めてきました。

今後、全ての人々が、地域で生きがいを持って生活ができるようユニバーサルデザインの普及啓発と、これに基づく町づくりに努めるとともに、障がいのある人の一般住宅のバリアフリー化についても、各種補助金等の周知徹底を図る必要があります。

施策の推進

- ・公共施設のバリアフリー化を進め、障がいのある人や高齢者等が利用しやすいよう環境の整備を推進します。

2. 交通・移動手段の整備充実

障がい者が活動範囲を拡大し社会参加をするためには、交通・移動手段の整備を進めることが求められています。

これまで、障がい者に交通・移動手段に対する助成や、視覚障がい者が町内を歩行しやすい歩道の環境整備等を行ってきました。しかし、本町内では福祉有償運送を行う事業所が無く、また町外の事業所の事業参加も難しいという課題があります。

今後も継続して、交通・移動手段に対する助成を行っていくとともに、町内における福祉有償運送事業の実現に向け調整を行う必要があります。

施策の推進

- ・交通移動手段の問題は、障がい者や高齢者を対象とし本町の抱える大きな課題であり、福祉有償運送だけに限らず、町全体の交通施策として事業整備に努めます。

3. 防犯・防災対策の整備

障がい者が地域で安心して生活するためには、犯罪などに巻き込まれないような防犯対策と、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策を、積極的に推進することが求められています。

これまで、火災警報器設置の推進、緊急時の手話通訳者の案内等を行ってきました。

また、令和3年の災害対策基本法の一部改正により、市町村において個別避難計画の作成が努力義務とされ、三朝町においても、災害が発生したとき自力での避難が困難で支援が必要な方に対して、個別避難計画の作成を呼びかけています。

引き続き、防犯・防災などの安全対策の推進を行っていく必要があります。

施策の推進

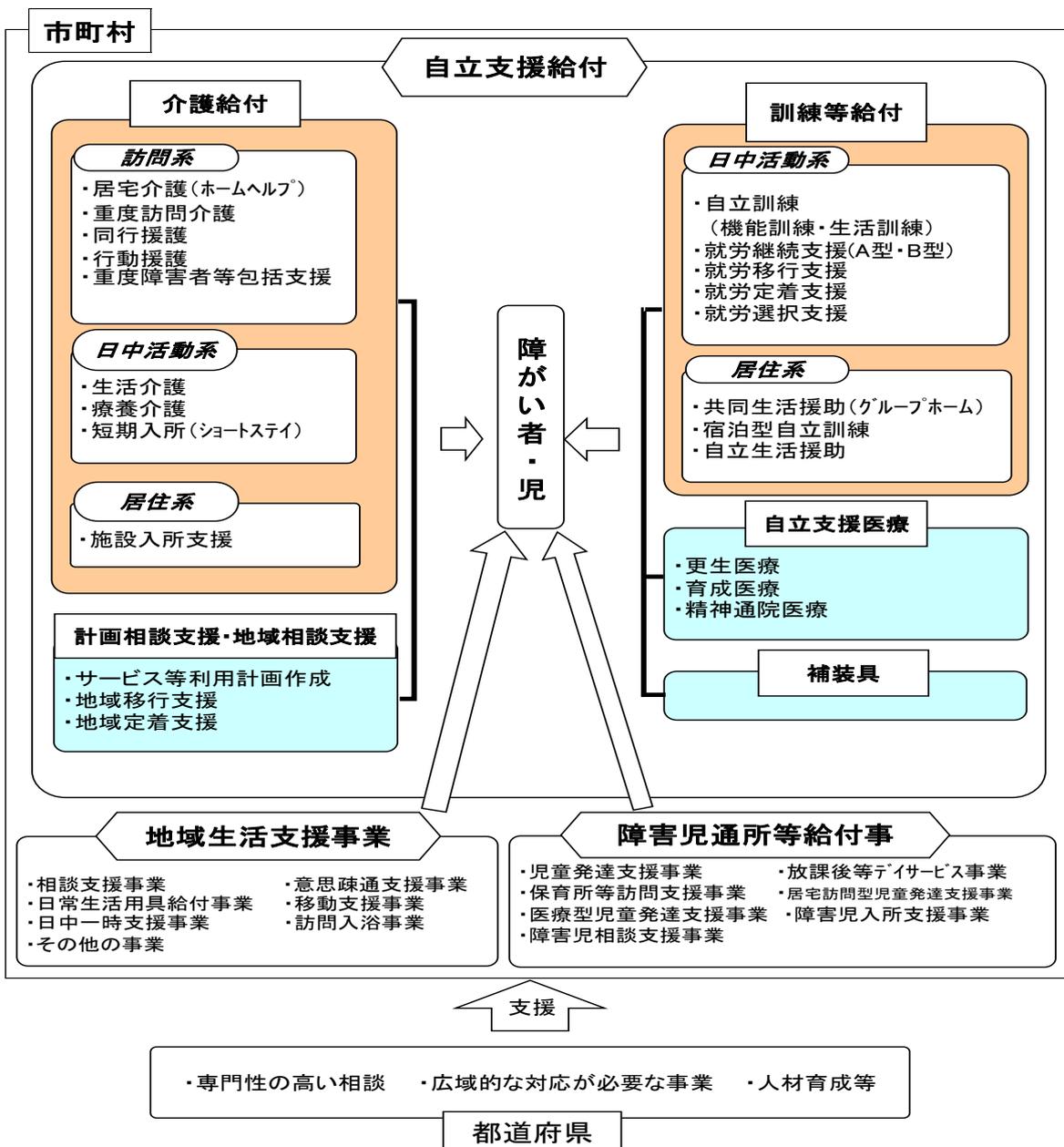
- ・災害発生時の障がい者の安全を確保するため、災害時の避難に際し支援が必要な障がい者に個別避難計画の作成を促すとともに地域住民を含めた支援体制の確保に努めます。また、障がい者が安心して暮らせる地域となるよう、地域の消防団組織等との連携を図り地域に密着した安全確保に努めます。
- ・障がい者が消費トラブルに巻き込まれないよう、消費者相談機能を充実させるとともに、啓発活動を促進します。

第3部 三朝町障がい福祉計画・三朝町障がい児福祉計画

第1章 障害者自立支援サービス等の全体像

障害者総合支援法による総合的な自立支援サービス等の全体像は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて町が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられます。

「自立支援給付」は、介護のサービスを受ける場合には「介護給付」、訓練等のサービスを受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。また、児童福祉法に基づく、障がい児を対象としたサービスとして「障害児通所支援」があります。



第2章 成果目標（令和8年度の数値目標の設定）

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末の段階において地域生活に移行する者の数を見込みます。

国の基本方針

①施設入所者に地域生活への移行

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者の6%以上を地域へ移行

②施設入所者の削減

令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上を削減

※令和5年度末までの数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における施設入所者の地域移行への移行及び施設入所者の削減の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

現状と課題

福祉施設入所者の地域移行は、前計画期間において実績は0人となっています。施設入所者については、障害支援区分5、6の者が全体の47.8%で、区分4も含めば87.0%となります（区分が高いほど支援が必要）。また、65歳以上の者が全体の43.5%となっており、高齢化や支援の必要性の度合い等から、施設入所者の地域移行は非常に困難な状況です。現状として、入所者の削減は死亡や介護保険サービスへの移行のみで、令和8年度の目標値達成のためには、三朝町障がい者地域自立支援協議会や鳥取県居住支援協議会と連携に努め、引き続きその受け皿となる地域での住まいの場の確保・整備、支援体制の充実が必要となっています。

今後の目標値

本町では、地域移行者数について第6期三朝町障がい福祉計画の目標達成は見込めません。これまでの実績及び現状から、国の基本方針を基に目標を設定し、地域移行に努めつつ、新たな施設入所者についても見込み、令和8年度末の目標値は現状維持とします。

【地域生活移行者数の実績及び目標値】

(単位：人)

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の 施設入所者数(A)	21	令和5年3月31日の入所者数
【目標値】(B) 施設入所からの地域移行	2	(A)のうち、令和8年度末までに地 域生活へ移行する人の目標数
新たな入所施設利用者数(C)	2	令和8年度末までに新たに入所施 設利用が必要な人の見込数
令和8年度末の入所者数(D)	21	令和8年度末の利用者見込数 (A - B + C)
【目標値】(E) 施設入所者の削減	0	差引き削減見込数 (A - D)

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、関係者の協議の場として三朝町障がい者地域自立支援協議会及び中部圏域障がい者地域自立支援協議会を活用し、協議の場を設けるよう努めます。

国の基本方針

精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域での平均生活日数を 325.3 日以上とすることを基本とする。

令和 8 年度の全国の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、64 歳未満）の目標値については、令和 2 年度と比べて約 3.3 万人の減少を目指すこととする。

精神病床における退院率については、3 ヶ月時点 68.9%以上 6 ヶ月時点 84.5%以上、1 年時点 91.0%以上とすることを基本とする。

現状と課題

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすためには、様々な社会資源の関わりが重要となります。関係各所の連携による支援体制を構築するための協議の場が必要とされています。

今後の目標値

中部圏域全体で協議を進め、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場が設置できるよう努めます。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の設置】

項目	数値	備考
令和 8 年度末までの設置数	1 か所	圏域設置

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	—	—	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	—	—	5人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—	—	1回
精神障害者の地域移行支援	—	—	1人
精神障害者の地域定着支援	—	—	1人
精神障害者の共同生活援助	—	—	1人
精神障害者の自立生活援助	—	—	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	—	—	1人

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点として、地域支援機能を充実させていきます。

国の基本方針

地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制構築を進め、また、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

加えて、強度行動障がい者を有する者について、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

現状と課題

町単独での整備は困難であり、中部圏域での取り組みを要します。また、地域におけるニーズ把握や課題整理、中部圏域障がい者地域自立支援協議会や担当者会における積極的な協議が必要です。

今後の目標値

第5期計画に基づき、障がい者の地域生活への移行を進めるため、令和2年度末に地域生活を支援する機能（相談、体験の機会及びその場所、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等を中部圏域内に整備しました。

また、令和8年度末までにその機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとします。拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討方法については、三朝町障がい者地域自立支援協議会及び中部圏域障がい者地域自立支援協議会等において検討していくこととします。

【地域生活支援拠点等の整備】

項目	目標	備考
地域生活支援拠点等の設置及び機能の充実に向けた検証及び検討	実施	中部圏域（基幹相談支援センター）

【地域生活支援拠点等の充実】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
検証及び検討の実施回数 年間見込み数	年1回以上	年1回以上	年1回以上
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	—	—	1人

4. 福祉施設利用者の一般就労への移行

令和8年度末において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本方針

①福祉施設から一般就労への移行

令和3年度実績の1.28倍以上とする。

②就労移行支援から一般就労へ移行

令和3年度実績の1.31倍以上とする。

③就労継続支援A型から一般就労へ移行

令和3年度実績の1.29倍以上とする。

④就労継続支援B型から一般就労へ移行

令和3年度実績の1.28倍以上とする。

⑤就労定着支援事業利用者数

令和3年度の1.41倍以上とする。

就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

現状と課題

福祉施設利用者の一般就労への移行は若干の実績はありますが、近年、高校生の就労アセスメントの実施を除く就労移行支援及び就労定着支援事業の利用者はありません。令和8年度の目標値達成のために、引き続き就労支援体制の充実、受入れ企業の開拓等が必要となっており、地域自立支援協議会を中心とした取り組みや、ハローワーク及び障害者就労・生活支援センター等の関係機関との連携強化が求められています。

今後の目標値

本町における令和3年度の福祉施設からの一般就労の実績は0人でした。令和8年度では、1人が福祉施設から一般就労へ移行することを目標とします。

就労アセスメント

障がい者の継続的な就労支援に必要な情報について、課題や必要な配慮等について情報を整理し、評価すること。

【福祉施設から一般就労移行への移行等目標値】

(単位：人)

項 目	実 績 (令和3年度末)	目 標 (令和8年度末)	国の指針
一般就労移行者数	0人	1人	令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援から一般就労移行者数	0人	1人	令和3年度実績の1.31倍以上
就労継続支援A型から一般就労移行者数	0人	1人	令和3年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型から一般就労移行者数	0人	1人	令和3年度実績の1.28倍以上
就労定着支援事業利用者数	0人	1人	一般就労移行者のうち、7割が利用
就労選択支援	—	1人	
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	—	—	2割5分以上

5. 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児の健やかな育成を支援するために、以下の5項目を柱に障がい児支援の提供体制の整備を推進していきます。

(1) 地域支援体制の整備

障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援がどこでも等しく受けられるように地域支援体制の構築を図ります。

(2) 保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

障がい児支援により、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やわけ隔てのない受け入れを推進します。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児（人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児）、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児、虐待を受けた障がい児等に対し、適切な支援ができるよう、支援体制の充実を図ります。

(5) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援の質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

国の基本方針

① 児童発達支援センターの設置

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制（インクルージョン）を構築することを基本とする。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、重症心身障がい児の支援には専門性を必要とすること等から、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする

現状と課題

国の基本指針の③については、令和5年度末までにコーディネーターを1名配置しています。加えて特定指定計画相談事業所・相談支援センター サポートりんくす（合同会社ライフサポートリッカ）に委託し、医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児等へ障がい特性に応じた適切な支援ができるよう体制を整えて対応しています。その他の項目については町単独での整備は困難であり、次のとおり中部圏域で実施しました。

今後の目標値

中部圏域全体で協議を進め、障がい児支援の提供体制が整備できるよう努めます。

【障がい児支援の提供体制の整備】

項目	実績 (令和5年度末)	目標 (令和8年度末)	備考 (令和5年度末の状況)
児童発達支援センターの設置数	設置※ 1か所	設置	(倉吉東こどもの発達 デイサービスセンター)
保育所等訪問支援の利用体制の 構築	実施	実施	圏域設置(倉吉東こども の発達デイサービスセ ンター、スイッチーズ、 こころのデイケア虹の 森等)
主に重症心身障がい児を支援す る児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス事業所の確保	実施※	実施	圏域設置(中部療育園)
医療的ケア児のための保健・医 療・障がい福祉・保育・教育等の 関係機関の協議の場の設置	設置	設置	圏域設置(中部圏域障が い者地域自立支援協議 会医療的ケアを要する 障がい児者支援部会： H30～)
医療的ケア児支援のため医療的 ケア児に関するコーディネータ ーの配置	実施	実施	北栄、琴浦、湯梨浜、三 朝圏域(指定特定計画相 談事業所りんくすに委 託：R2～)

※令和5年度末における実施状況は、国の示す要件を満たさないため、令和8年度末までに要件を満たす体制の構築を目標とする。

6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針

各市町村は地域づくりの役割を担う基幹相談センターを設置するとともに地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

現状と課題

中部圏域で基幹相談支援センター（中部障がい者地域生活支援センター）を設置し、また、主に障がい児の相談について相談支援センター サポートリンクす（合同会社ライフサポートリッカ）に委託して取り組んでいます。1市4町との連携をより密にし、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援の体制の強化を図る必要があります。

項目	実績 (令和5年度末)	目標 (令和8年度末)	備考
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	実施	—	中部圏域（基幹相談支援センター）

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	12件	12件	12件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回
	主任支援専門員の配置数	3人	3人	3人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
	参加事業者・機関数	12件	12件	12件
	協議会の専門部会の設置数	8件	8件	8件
	協議会の専門部会の実施回数（頻度）	1回	1回	1回

※目標値は中部圏域における回数等とする。

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針

令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築する。

現状と課題

基幹相談支援センターや中部圏域障がい者地域自立支援協議会、中部圏域市町障がい担当者会等での研修や協議を継続し、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援の体制の強化を図る必要があります。

今後の目標値

中部圏域全体で協議を進め、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築に努めます。
また、必要に応じて三朝町障がい者自立支援協議会において地域課題の把握及び共有を図り、協議を行う等課題解決に努めます。

項目	実績 (令和5年度末)	目標 (令和8年度末)	備考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	実施	—	中部圏域障がい者地域自立支援協議会、中部圏域市町障がい担当者会等で協議

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	—	—	1回以上

8. 発達障がい者等に対する支援とその見込量

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの数	2人	2人	2人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人	2人	3人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

ペアレント・トレーニング

発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラム。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者などを地域の支援者が効果的に支援するためのプログラム。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

ピアサポート

「ピア」とは仲間のことを意味し、同じ立場の仲間同士で支え合う活動のこと。

第3章 障害福祉サービスの必要量の見込み

1. 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者(児)の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②重度訪問介護

重度の障がい者で常に介護を必要とする人を対象に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する障がい者等に対し、外出時において、その障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

④行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がい者(児)または統合失調症等の重度の精神障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

現状と課題

訪問系サービスでは、実績として居宅介護と同行援護があり、サービス提供体制も整備されてきているもののいまだ充足しているとは言えません。直近3年の実績においては利用人数、利用時間も減少傾向にありますが、対応事業所の減や新型コロナウイルス感染症の流行による利用制限等及び在宅の障がい者に係る支援者の高齢化に伴う施設入所等への移行が原因と推察されます。特に同行援護については事業所が少なく、実施事業所の拡充が求められます。

今後のサービス見込量

本町では、令和5年度までの利用実績、計画相談支援による支援の充実、病院や施設からの地域移行等の要素を勘案し、令和8年度末において、1月あたりのサービス利用量を465時間（17人）見込むこととします。その内訳は次の表のとおりです。

【訪問系サービスの利用実績及び見込量】

(単位：時間、()内は人)

居宅介護	年度	3年度	4年度	5年度
	実績値	110(8)	80(7)	91(7)
	年度	6年度	7年度	8年度
	見込量	300(10)	320(11)	340(12)
重度訪問介護	年度	3年度	4年度	5年度
	実績値	0(0)	0(0)	0(0)
	年度	6年度	7年度	8年度
	見込量	0(0)	0(0)	0(0)
同行援護	年度	3年度	4年度	5年度
	実績値	13(2)	0(0)	11(1)
	年度	6年度	7年度	8年度
	見込量	115(4)	115(4)	115(4)
行動援護	年度	3年度	4年度	5年度
	実績値	0(0)	0(0)	0(0)
	年度	6年度	7年度	8年度
	見込量	0(0)	0(0)	0(0)
重度障害者包括支援	年度	3年度	4年度	5年度
	実績値	0(0)	0(0)	0(0)
	年度	6年度	7年度	8年度
	見込量	0(0)	0(0)	0(0)

※数値は、サービス量（1月あたりの時間数）、()内は実利用者数（1月あたりの利用者数）

※令和3、4年度は3月利用分、令和5年度は10月分の利用実績

※令和6年度～8年度は、3月利用分の推計値

2. 日中活動系サービス

(1) 介護サービス

①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

現状と課題

生活介護では、平成 24 年度の新体系移行後、利用人数は安定した数値となっています。対象者の入れ替わりがあるため利用日数に変動がありますが、ほぼ計画どおりの利用実績がありました。

今後は、利用者のニーズに対応した活動内容の充実が求められることとなります。

今後のサービス見込量

本町では、令和 5 年度までの利用実績、病院や施設からの地域移行等の要素を勘案し、令和 8 年度末において、1 月あたり 600 日（30 人）のサービス利用量を見込むこととします。

【生活介護のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日/月、（ ）内は人）

生活介護	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	583 (26)	583 (26)	583 (26)
	実績値	564 (29)	589 (30)	524 (27)
	年 度	6 年度	7 年度	8 年度
	見込量	600 (30)	600 (30)	600 (30)
	うち重度障がい者数	40 (2)	40 (2)	40 (2)

※重度障がい者とは強度行動障がい、高次機能障がいを有する者又は医療的ケアを必要とする者をいう。

※数値は、サービス量（1 月あたりの人日数）、（ ）内は実利用者数（1 月あたりの利用者数）

※令和 3、4 年度は 3 月利用分、令和 5 年度は 10 月分の利用実績

※令和 6 年度～令和 8 年度は、3 月利用分の推計値

《生活介護の利用者像》

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方

①障害支援区分 3 以上（施設へ入所する場合は区分 4 以上）

②年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が区分 2 以上（施設へ入所する場合は区分 3 以上）

②療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、主として昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の支援を行います。

現状と課題

サービス提供事業所の新体系移行時に、1事業所（入所者3名）が療養介護事業所へ移行しました。令和5年度の入所者は2名となっており、本町の状況として、新規の利用者は見込めないのが現状です。

今後のサービス見込量

本町では、令和5年度までのサービス利用者の状況等を勘案し、現在の利用者と変わらず1月あたり2人のサービス利用量を見込むこととします。

【療養介護のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人/月）

療養介護	年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
	見込量	3	3	3
	実績値	2	2	2
	年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
	見込量	2	2	2

※令和3、4年度は3月利用分、令和5年度は10月分の利用実績

※令和6年度～令和8年度は、3月利用分の推計値

《療養介護の利用者像》

医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害支援区分5以上の人が想定されます。

筋ジストロフィー

遺伝性筋疾患の総称。遺伝子の変異により筋力の低下、運動機能の障がいをもたらされる病気。加えて拘縮・変形、呼吸機能障害や心筋障害、嚥下機能障害等の内部疾患や難聴等の合併症を伴う。

③短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などの障がい児・者に対し、短期間、施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

現状と課題

短期入所では、令和5年度までの利用実績を見ると、見込量より利用者が少ない傾向になっています。平成26年度に医療型短期入所の施設が整備され、重度心身障がい児・者の受入体制が整いましたが、夜間に対応できるヘルパーの確保など利用に向けた支援体制の整備が課題となっています。

今後のサービス見込量

本町では、令和5年度までの利用者の傾向、施設や病院からの地域移行等の要素を勘案すると共に、今後の体制整備を見込み、令和8年度末における1月の利用日数60人日（6人）のサービス利用量を見込むこととします。

【短期入所のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日/月、（ ）内は人）

短期入所	年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
	見込量	155(11)	169(12)	183(13)
	実績値	7(1)	0(0)	3(1)
	年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
	見込量	60(6)	60(6)	60(6)
	うち重度障がい者数	15(1)	15(1)	15(1)

※重度障がい者とは強度行動障がい、高次機能障がいを有する者又は医療的ケアを必要とする者をいう。

※数値は、サービス量（1月あたりの人日数）、（ ）内は実利用者数（1月あたりの利用者数）

※令和3、4年度は3月利用分、令和5年度は10月分の利用実績

※令和6年度～令和8年度は、3月利用分の推計値

(2) 訓練等サービス

自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活活動の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障がい者・精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

現状と課題

自立訓練（機能訓練・生活訓練）では、潜在的な需要（待機者）はあると思われませんが、中部圏域にサービス提供事業所（基準該当事業所（機能訓練）として平成 29 年度開設）が 1 か所しかなく、令和 5 年度において実績がない状況です。今後も、自立訓練の実施事業所の拡充が求められます。また、宿泊型自立訓練も、2 年間という利用制限があり利用者の入れ替わりがあるため、利用者は大きく増えないと見込まれます。

今後のサービス見込量

本町では、今後の施設や病院からの地域移行等、生活圏域への事業所開設の要素等を勘案し、令和 8 年度末において、機能訓練、生活訓練については、それぞれ 1 月あたり 22 人日（1 人）のサービス利用量を見込むこととします。また、宿泊型自立訓練では、利用者の入れ替わりが考えられますが、1 月あたり 2 人の利用者を見込むこととします。

【自立訓練のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人日、()内は人)

自立訓練 (機能訓練)	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	22(1)	22(1)	22(1)
	実績値	0(0)	0(0)	0(0)
	年 度	6 年度	7 年度	8 年度
	見込量	22(1)	22(1)	22(1)
自立訓練 (生活訓練)	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	0(0)	0(0)	0(0)
	実績値	0(0)	0(0)	0(0)
	年 度	6 年度	7 年度	8 年度
	見込量	22(1)	22(1)	22(1)
	うち精神障害者利用者数	0(0)	0(0)	0(0)
宿泊型 自立訓練	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	3	2	2
	実績値	2	1	1
	年 度	6 年度	7 年度	8 年度
	見込量	2	2	2

※数値は、サービス量（1月あたりの人日数）、()内は実利用者数（1月あたりの利用者数）

※宿泊型自立訓練は、実利用者数（1月あたりの利用者数）

※令和3、4年度は3月利用分、令和5年度は10月分の利用実績

※令和6年度～令和8年度は、3月利用分の推計値

《自立訓練の利用者像》

機能訓練

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者

- ①入所支援・病院や退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方
- ②盲・ろう・養護学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方等

生活訓練

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

- ①入所支援・病院や退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方
- ②養護学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方等

宿泊型自立訓練

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者のうち、日中に一般就労や外部の障がい福祉サービスを利用している方であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な方

(3) 就労支援サービス

①就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

現状と課題

就労支援対策として、一般就労への導入部分の支援として必要性が高いと思われませんが、近年、高校生の就労アセスメントの実施を除く就労移行支援事業の利用者はありません。サービス提供事業者が少ないこと、利用状況が不安定などが理由と考えられます。

引き続き就労支援体制の充実、受入れ企業の開拓等が必要となっており、地域自立支援協議会を中心とした取り組みや、ハローワーク及び障害者就労・生活支援センター等の関係機関との連携強化が求められています。

今後のサービス見込量

本町では、サービス提供事業者の状況やサービス利用者の状況、特別支援学校の卒業者等を勘案した実情に応じた値とし、令和8年度末において、1月あたり 22 人日（1人）のサービス利用量を見込むこととします。

【就労移行支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人日、() 内は人)

就労移行支援	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	44 (2)	44 (2)	44 (2)
	実績値	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	年 度	6 年度	7 年度	8 年度
	見込量	22 (1)	22 (1)	22 (1)

※数値は、サービス量（1月あたりの人日数）、() 内は実利用者数（1月あたりの利用者数）

※令和3、4年度は3月利用分、令和5年度は10月分の利用実績

※令和6年度～令和8年度は、3月利用分の推計値

《就労移行支援の利用者像》

一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の方

②就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちA型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援のうちB型は、雇用契約を結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

現状と課題

就労継続支援のなかで、A型（雇成型）事業所が本町の生活圏域に少ないのが現状ですが、令和5年度において、ハローワークや県立産業人材育成センターを通じての利用者が5名あります。B型（非雇成型）は、サービス開始より利用者は増加傾向にありますが、障がいによっては継続が困難な者もあり、利用実績には変動があります。障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携して対応する事例が多くなっており、今後利用者の増加が見込まれます。また、今後は、この継続支援事業から移行支援事業へ繋げることが課題となります。

今後のサービス見込量

本町では、サービス事業所の状況及び病院等からの地域移行の促進、令和5年度までの利用実績等を勘案し、令和8年度末において、A型（雇成型）については、1月あたり176人日（8人）のサービス利用量を見込むこととします。B型（非雇成型）については、1月あたり506人日（23人）のサービス利用量を見込むこととします。

【就労継続支援のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日、（ ）内は人）

就労継続支援 （A型・雇成型）	年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
	見込量	44 (2)	44 (2)	44 (2)
	実績値	131 (6)	138 (7)	106 (5)
	年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
	見込量	154 (7)	176 (8)	176 (8)
就労継続支援 （B型・非雇成型）	年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
	見込量	425 (19)	447 (20)	470 (21)
	実績値	370 (23)	331 (21)	331 (21)
	年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
	見込量	484 (22)	506 (23)	506 (23)

※数値は、サービス量（1月あたりの人日数）、（ ）内は実利用者数（1月あたりの利用者数）

※令和3、4年度は3月利用分、令和5年度は10月分の利用実績

※令和6年度～令和8年度は、3月利用分の推計値

《就労継続支援の利用者像》

A型（雇成型）

次に掲げる方で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方（利用開始時に65歳未満）

- ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ③企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

B型（非雇成型）

次に掲げる方で、就労の機会を通じ、生活活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方

- ①企業等や就労継続支援事業（雇成型）での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
- ②就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続支援事業（雇成型）の雇用に結びつかなかった方
- ③以上に該当しない方で、50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇成型）の利用が困難と判断された方

③就労定着支援

一般就労に移行した障がい者との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を一定の期間提供します。

現状と課題

平成 30 年度から新たに創設されたサービスであり、これまでに利用者はありませんが、就労移行支援事業所等に事業所の開設を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。

今後のサービス見込量

本町では、令和 3 年度から令和 5 年までにおける、就労継続支援や就労移行支援の利用者で一般就労へ移行した者の実績及び見込みを勘案し、令和 8 年度末において、1 人のサービス量を見込むこととします。

【就労定着支援のサービス利用見込量】

(単位：人)

就労定着支援	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0
	年 度	6 年度	7 年度	8 年度
	見込量	1	1	1

※数値は、就労継続支援（A 型、B 型）及び就労移行支援の利用者で一般就労した者の令和 3、4 年度の実績及び令和 5 年度の見込みによる推計値

《就労定着支援の利用者像》

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

④就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

現状と課題

令和7年度から新たに創設されるサービスであり、就労移行支援事業所等に事業の実施を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。

今後のサービス見込量

本町では、就労継続支援や就労移行支援の利用者見込み数を勘案し、令和8年度末において、1人のサービス量を見込むこととします。

【就労定着支援のサービス利用見込量】

(単位：人)

就労選択支援	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	—	0	1

※数値は、就労継続支援（A型、B型）及び就労移行支援の利用者見込み数を基にした推計値

《就労選択支援の利用者像》

新たに就労支援サービスの利用の意向がある障がい者又はすでに就労支援サービスを利用して支給決定の更新の意向がある障がい者

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

現状と課題

本町における、共同生活援助（グループホーム）の利用者は、平成 24 年度の新体系移行時に増えた後、大きな増減はありませんが、近年、支援者の高齢化に伴い在宅から共同生活援助への移行が、利用者の高齢化に伴い共同生活援助から施設入所への移行が見られます。今後、施設入所者の地域移行の推進等によりサービス利用の増加が見込まれ、引き続きグループホーム等の整備が求められます。

今後のサービス見込量

本町では、令和 5 年度までの利用実績、病院や施設からの地域移行の促進等を勘案し、令和 8 年度末において、共同生活援助は 13 人のサービス見込量とします。

【共同生活援助のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人)

共同生活援助	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	9	10	11
	実績値	13	12	12
	年 度	6 年度	7 年度	8 年度
	見込量	13	13	13
	うち重度障がい者数	0	0	0

※重度障がい者とは強度行動障がい、高次機能障がい有する者又は医療的ケアを必要とする者をいう。

※令和 3、4 年度は 3 月利用分、令和 5 年度は 10 月分の利用実績

※令和 6 年度～令和 8 年度は、3 月利用分の推計値

《共同生活援助の利用者像》

就労している人、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域において自立した生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする人が想定されます。

(2) 施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主として夜間、入浴、排せつ、食事の支援を行います。

現状と課題

近年、在宅の障がい者については、支援者の高齢化に伴い共同生活援助あるいは施設入所への移行が見られます。また、利用者の高齢化に伴い、施設入所者については介護保険サービスへの移行が見られます。今後は地域生活への移行と、入所者の高齢化に伴う高齢者施設への円滑な移行が課題となっています。

今後のサービス見込量

本町では、今後、利用者数の増加傾向（＝入所待機者）等の要素と、現在の施設入所者のうち、地域生活へ移行者（＝入所者の減少）を勘案し、令和8年度末において、21人のサービス量を見込むこととします。

【施設入所支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人)

施設入所支援	年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
	見込量	19	19	19
	実績値	21	21	23
	年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
	見込量	23	22	21

※令和3、4年度は3月利用分、令和5年度は10月分の利用実績

※令和6年度～令和8年度は、3月利用分の推計値

《施設入所支援の利用者像》

夜間において、介護が必要な方、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者

- ①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方（50歳以上の場合は、区分3以上）
- ②自立訓練または就労移行支援のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方

(3) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者に対し、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し、生活全般について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

現状と課題

施設やグループホームでの集団生活ではなく、賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障がい者の中には、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力等が十分でないために一人暮らしを選択できない人があり、本人の意思を尊重した地域生活を支援する体制の確保が課題となっています。

今後のサービス見込量

本町では、地域における単身の障がい者や家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者の人数、地域生活への移行者数を勘案し、令和8年度末において、1人のサービス量を見込むこととします。

【自立生活援助のサービス見込量】

(単位：人)

自立生活援助	年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
	見込量	0	1	1
	実績値	0	0	0
	年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
	見込量	0	0	1

※令和3、4年度は3月利用分、令和5年度は10月分の利用実績

※令和6年度～令和8年度は、3月利用分の推計値

《自立生活援助の利用者像》

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者

4. 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

施設入所や入院から地域生活への移行を希望する障がい者や、居宅・通所サービスを受けようとする障がい児に対し、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。

現状と課題

計画相談支援の利用者は、障害福祉サービスの利用者の増加に比例して、年々増えてきており、中部圏域におけるサービス等利用計画書の作成できる指定特定相談支援事業所や相談支援専門員の不足が問題となっていますが、当町においてはサービス利用の中止や高齢者福祉サービスへの移行により減少傾向にあります。ただ、この減少は一時的なものと考えられ、障がい者本人に適した障害福祉サービスを提供するためには重要なサービスであり、引き続き指定特定相談支援事業所の確保が必要です。

今後のサービス見込量

本町では、障害福祉サービスの利用者及び病院からの地域移行後にサービスの利用が見込まれる者等を勘案し、令和8年度末において20人のサービス量を見込むこととします。

【計画相談支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人)

計画相談支援	年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
	見込量	13	13	13
	実績値	19.5	16.7	16.3
	年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
	見込量	18	19	20

※令和3、4年度は年間平均利用分、令和5年度は4～10月の平均利用実績（1月あたりの利用者数）

※令和6年度～令和8年度は、年間平均利用分

《計画相談支援の利用者像》

- ①障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者又は障がい児
- ②なお、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合については、町が、介護保険制度の居宅介護支援計画（ケアプラン）で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないことも出来ます。

(2) 地域移行支援

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保や新生活の準備等について必要な支援を行います。

今後のサービス見込量

本町では、福祉施設の入所者及び長期入院中の精神障がい者の人数や地域移行者数等を勘案し、令和8年度末において、2人のサービス量を見込むこととします。

【地域移行支援のサービス見込量】

(単位：人)

地域移行支援	年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0
	年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
	見込量	0	1	2

※令和3、4年度は年間平均利用分、令和5年度は4～10月の平均利用実績（1月あたりの利用者数）

※令和6年度～令和8年度は、年間平均利用分

《地域移行支援の利用者像》

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む。）に入院している精神障がい者

(3) 地域定着支援

居宅でひとり暮らしをしている人や家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者の、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保について支援を行います。

今後のサービス見込量

本町では、地域における単身の障がい者や家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者の人数、地域生活への移行者数を勘案し、令和8年度末において、1人のサービス量を見込むこととします。

【地域定着支援のサービス見込量】

(単位：人)

地域定着支援	年 度	3年度	4年度	5年度
	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0
	年 度	6年度	7年度	8年度
	見込量	0	1	2

※令和3、4年度は年間平均利用分、令和5年度は4～10月の平均利用実績（1月あたりの利用者数）

※令和6年度～令和8年度は、年間平均利用分

《地域定着支援の利用者像》

居宅でひとり暮らしをしている人や家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者

第4章 障がい児支援事業の必要量の見込み

1. 障害児通所支援

①児童発達支援

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

②放課後等デイサービス

学校の授業の終了後又は学校休業日に、施設において障がい児に対し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

③保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。

④居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

⑤医療型児童発達支援

医療の必要な障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

現状と課題

鳥取県中部では、近年、放課後等デイサービスを提供できる事業所が増加してきましたが、サービス受給者も増加傾向であり、また、町内及び通所が可能な範囲内の事業所が限られており、サービス提供が不足すること予想されます。

今後のサービス見込量

本町では、障がい児の現状からサービスの利用者の伸びを見込み、令和8年度末の1月あたり利用量として、児童発達支援では1月あたり12人日（3人）、放課後等デイサービスでは240人日（16人）、保育所等訪問支援では4人日（2人）を見込むこととします。なお、居宅訪問型児童発達支援については、現状において対象となる児童が見込まれないため、見込量を0人とします。

【障害児通所支援のサービス見込量】

(単位：人日、()内は人)

児童発達支援	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	5(1)	5(1)	5(1)
	実績値	12(3)	7(3)	10(3)
	年 度	6 年度	7 年度	8 年度
	見込量	12(3)	12(3)	12(3)
放 課 後 等 デイサービス	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	20(5)	20(5)	20(5)
	実績値	99(14)	117(16)	127(13)
	年 度	6 年度	7 年度	8 年度
	見込量	225(15)	240(16)	240(16)
保 育 所 等 訪 問 支 援	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	3(3)	3(3)	3(3)
	実績値	0(0)	4(2)	4(2)
	年 度	6 年度	7 年度	8 年度
	見込量	4(2)	4(2)	4(2)
居 宅 訪 問 型 児童発達支援	年 度	3 年度	4 年度	5 年度
	見込量	0(0)	0(0)	0(0)
	実績値	0(0)	0(0)	0(0)
	年 度	6 年度	7 年度	8 年度
	見込量	0(0)	0(0)	0(0)

※令和3、4年度は3月利用分、令和5年度は10月分の利用実績

※令和6年度～令和8年度は、3月利用分の推計値

※利用者に重症心身障がい児及び医療的ケア児を含む。

2. 障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

現状と課題

本町における障害児通所支援の利用者は増加傾向にあります。今後、児童数が大きく増えることは見込まれませんが、一定の割合での利用者は生じるものと見込まれるため、障がい者の計画相談支援と同様に中部圏域における障害児支援利用計画書の作成できる指定特定相談支援事業所や相談支援専門員の確保が必要です。

今後のサービス見込量

本町では、障害児通所支援の利用者等を勘案し、令和8年度末において、5人のサービス量を見込むこととします。

【障害児相談支援のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人）

障害児相談支援	年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
	見込量	3	3	3
	実績値	3.4	6.0	4.7
	年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
	見込量	5	5	5

※令和3、4年度は年間平均利用分、令和5年度は4～10月の平均利用実績（1月あたりの利用者数）

※令和6年度～令和8年度は、年間平均利用分

◆医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置について

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用調整や医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターについては、令和2年度中部圏域において指定特定相談支援事業所に委託しています。

また、令和4年度から役場内に1名配置しており、今後もコーディネーターの増員に努めます。

3. 障がい児に対する子ども・子育て支援

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、「三朝町子ども・子育て支援事業計画」との連携を図り、保育所や認定こども園、放課後学童クラブ等（以下「保育所等」という。）における障害児の受け入れの体制整備を行います。

現状と課題

本町では、療育的な福祉施設を整備していないことから、各保育施設がその役割を担ってきた経緯があります。発達の遅れや障がいが発見された子どもと保護者に対し、適切な療育が受けられるような支援体制の確立が課題となっています。

今後の支援の見込量

本町では、「三朝町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、令和8年度末における保育所等の障がい児の受け入れ体制について、下記の表のとおり見込むこととします。

【障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた提供体制の整備】

種 別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	定量的な目標（見込）（人）		
		6年度	7年度	8年度
第1号認定（受入施設：幼稚園、認定こども園）	0	0	0	0
第2号認定（受入施設：保育所、認定こども園）	4	4	4	4
第3号認定（受入施設：保育所、認定こども園等）	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	4	4	4	4

<参考>

第1号認定：満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。

第2号認定：保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。

第3号認定：保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。

放課後児童健全育成事業：放課後学童クラブ

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施することが好ましい事業として位置づけられており、町が行うものと県が行うものがあります。町が必ず行う事業としては、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意志疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業が位置づけられています。

1. 地域生活支援事業の取り組み

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

(3) 相談支援事業

①基幹相談支援センター事業

障がいのある人、その介護者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

②相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を持った専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

③住宅入居等支援事業

知的障がい者・精神障がい者などで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障がい者の地域生活の支援を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者および精神障がい者に対して、成年後見制度の申立てに必要な経費及び後見人等の報酬の助成を行い、障がい者の権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

(6) 意志疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人と、その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音声訳等による支援事業などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障がいのある人に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居住生活作動補助用具（住宅改修費）を給付します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

(10) 地域活動支援センター事業

障がいのある人で、雇用されることが困難な人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。

(11) 訪問入浴サービス事業

在宅において、家族の介護だけでは入浴が困難な重度障がいのある人に対し、移動入浴車で入浴サービスを提供します。

(12) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援や介護している家族の一時的な休息を図ります。

(13) 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

障がい者が自動車運転免許を取得するために要した費用及び身体障がい者の運転する自動車の制御装置（ハンドル、アクセル、ブレーキ等）の改造費の一部を助成します。

(14) その他の生活支援事業

情報の獲得が困難な聴覚障がい者に対して、手話等のコミュニケーション保障を保ちながら、日常生活に係る講習会等を開催し、日常の健康管理や質的向上・社会参加の促進を図ります。

2. 地域生活支援事業の実績と見込量

【サービス実績】

[単位：1年あたり（月表示以外）]

事業名		3年度	4年度	5年度見込み
(1) 相談支援事業				
① 障害者相談支援事業	目標	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所
	実績	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
基幹相談支援センター	目標	有	有	有
	実績	有	有	有
② 相談支援機能強化事業	目標	有	有	有
	実績	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	目標	有	有	有
	実績	有	有	有
(2) 成年後見制度利用支援事業				
		目標	1人	1人
		実績	1人	0人
(3) コミュニケーション支援事業				
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	目標	4人	4人	4人
	実績	0人	0人	0人
② 手話通訳者設置事業	目標	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	実績	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
(4) 日常生活用具給付事業				
		目標	160件	160件
		実績	166件	157件
(5) 移動支援事業				
		目標	450時間	450時間
		実績	263時間	407.5時間
(6) 地域活動支援センター事業				
		目標	0ヶ所	0ヶ所
		実績	0ヶ所	0ヶ所
(7) 訪問入浴サービス事業				
		目標	5人日/月	5人日/月
		実績	0人日/月	0人日/月
(8) 日中一時支援事業				
		目標	250日/月	250日/月
		実績	175日/月	169日/月
(9) 自動車運転免許取得・改造助成事業				
		目標	1件	1件
		実績	2件	1件
(10) その他生活支援事業				
		目標	1人	1人
		実績	0人	0人

【サービス見込量】

[単位：1年あたり（月表示以外）]

事業名	6年度		7年度		8年度				
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数			
(1) 理解促進研修・啓発事業	有		有		有				
(2) 自発的活動支援事業	有		有		有				
(3) 相談支援事業									
① 障がい者相談支援事業							1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
基幹相談支援センター							有	有	有
② 相談支援機能強化事業							有	有	有
③ 住宅入居等支援事業							有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業		1人		1人		1人			
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	有		有		有				
(6) 意志疎通支援事業									
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業							2人	2人	2人
②手話通訳者設置事業	1ヶ所		1ヶ所		1ヶ所				
(7) 日常生活用具給付事業 (※必ず給付は1月分を1件)	160件		160件		160件				
(8) 手話奉仕員養成研修事業	1人/年		1人/年		1人/年				
(9) 移動支援事業		12人/月 450時間		13人/月 480時間		14人/月 500時間			
(10) 地域活動支援センター事業	0ヶ所	0人/月	0ヶ所	0人/月	0ヶ所	0人/月			
(11) 訪問入浴サービス事業	2人日/月		2人日/月		2人日/月				
(12) 日中一時支援事業	250日/月		250日/月		250日/月				
(13) 自動車運転免許取得・改造費助成事業	1件		1件		1件				
(14) その他生活支援事業	1人/年		1人/年		1人/年				

第6章 サービス見込量確保のための方策

1. 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）のサービス見込量確保のための方策

- 障がいのある人のニーズに対応するため、利用者・サービス提供事業者の情報提供を行うとともに、多様化するニーズに対応できるよう相談支援事業者等の関係機関との連携に努め、障がい特性に応じたサービス提供体制の確立に努めます。
- 同行援護等については、介助者に資格を必要とするため、資格取得のための従事者養成研修など各種研修会への参加促進に努めます。
- 様々な困難事例への対応ができるよう、三朝町障がい者地域自立支援協議会及び中部圏域障がい者地域自立支援協議会を中心とした連携体制を確立し、協議・調整を行います。

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）のサービス見込量確保のための方策

- 「就労支援」においては、利用者が増加傾向にあることから、ハローワーク、相談支援事業所等との連携を強化し、利用者やその家族等への適切な情報提供に努め、就労機会の拡大及び福祉施設から一般就労への移行・定着を推進します。また、中部圏域における新たな事業所の開設など、広域的に必要なサービス量の確保に努めます。
- 「生活介護」「自立訓練」等においては、利用者やその家族への適切な情報提供、サービス提供事業者との連携に努めます。
- 在宅の重症心身障がい児・者等の医療行為を伴う利用者のニーズに対応するため、県との連携、中部圏域障がい者地域自立支援協議会等で協議・検討を進めます。

3. 居住系サービス

居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助）のサービス見込量確保のための方策

- 本計画における「福祉施設入所者の地域生活への移行」の目標達成のためには、その受け皿のひとつとなるグループホームは、重要なサービスのひとつであり、事業実施の意向を有するサービス提供事業者の把握に努め、広く情報提供を行うなど、県とともに取り組みます。
また、グループホームの入居に係る家賃を助成することにより、福祉施設等からの地域移行、親元からの自立を支援します。
- 障がいのある人が地域でいきいきと生活するためには、地域の理解や協力が不可欠なことから、障がいに対する正しい理解を促進していくことが重要であり、ソフト面における普及啓発に努めます。
- 「自立生活援助」については、サービスを担う事業所の新規開設を促し、必要なサービス量の確保に努めます。

4. 相談支援サービス

相談支援サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）のサービス見込量確保のための方策

- 計画相談支援は、障がい福祉サービスの適正提供に重要なサービスであることから、多くのニーズに対応できるようサービス提供事業所の確保に努めます。
- 地域移行支援、地域定着支援については、長期入院者等の地域移行や障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるようにするためのサービス提供体制の整備に努めます。

5. 障がい児支援事業

障がい児支援事業（障害児通所支援、障害児相談支援）のサービス見込量確保のための方策

- 障がい児のライフステージに応じた総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、障害児支援利用計画を有効活用し、個々の実情に応じた支援を提供できる体制を、教育・保育・療育等の関係機関と効果的な連携を図ります。
- 障がい児が地域の中で、学び、健やかに成長するためには、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支援施設の充実が求められています。中部圏域及び県と共に連携を図り取り組みます。
- 早期発見、早期発達支援が重要である発達障がい児については、保健師、医療機関等の関係機関と連携し、早期療育の実施に努めます。

- 障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、県と連携し、入所施設やサービス事業所と協力しながら、施設入所後から退所後の支援を見据えた連絡調整に努めます。

6. 地域生活支援事業

地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意志疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等）の見込量確保のための方策

- 障がいのある人が生活していくうえで、必要なさまざまな情報について効果的な情報提供を行い、適切なサービスが選択できるよう努めます。
- 障がいのある人の特性に応じたサービス内容など、三朝町障がい者地域自立支援協議会等を利用し協議を進め、充実したサービスを提供できる体制づくりに努めます。
- サービス量の確保を図るため、中部圏域内でのサービス事業参入を促進するなど、利用者の納得できるサービス提供に努めます。
- 利用者負担については、自立支援給付と同様に所得に応じた負担上限を設定、利用者負担の軽減を図るなど、負担能力を適切に反映した制度の維持に努めます。

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進

1. 障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が自らの選択と決定により、自主的に行動し、その行動に責任を負い、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、生きがいをもって生活できるように、障がいのある人同士、障がい者団体との交流及び連携を推進します。

2. 地域相談支援体制の整備

障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会を実現するため、相談支援を中心とする地域の実情にあった地域生活支援の体制整備を進めます。

3. 各種団体、住民との協力体制

社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、ボランティア団体、障がい者団体や住民との協働を進め、各種事業の推進に努めます。

4. 国・県・圏域市町との連携

本計画は、町内のみでは対応しきれない広域的な施策もありますので、圏域市町との障がい福祉サービス内容等の調整など、連携を取りながら計画の推進を図ります。

また、国が定めた「障害者基本計画」、鳥取県が定めた「鳥取県障がい者プラン」等と連携し計画の推進を図ります。

5. 計画の周知・推進

計画の周知については、障がいに関する正しい知識と理解を広める必要があります。障がい者団体や社会福祉協議会などの関係機関と連携を取り、町報やホームページ等を利用し効率的な周知と推進を図ります。

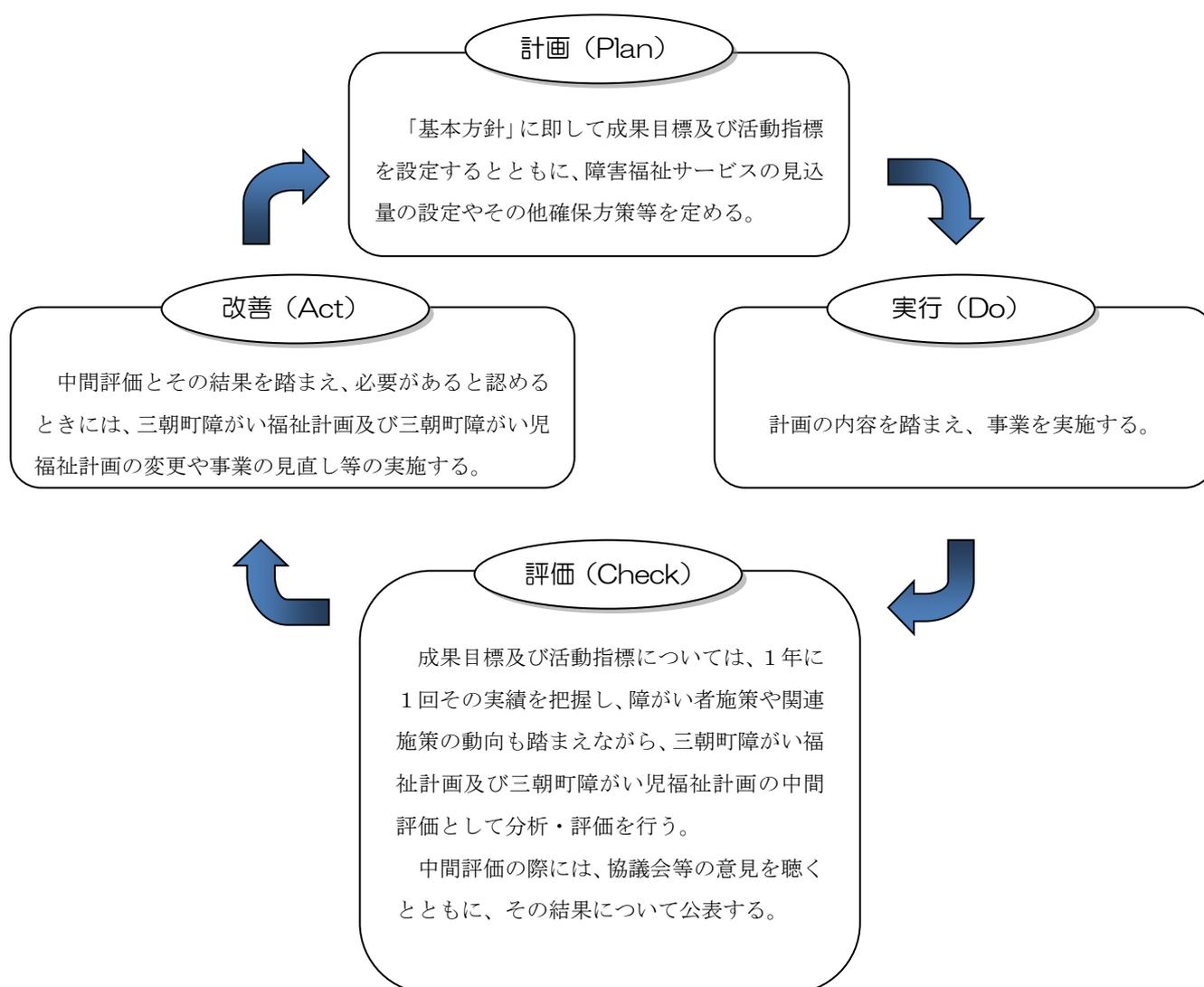
第2章 計画の進行管理

国の基本指針では、計画に定める事項について定期的な調査、分析評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずるとされています。

このため、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要な場合は適切な見直しを行います。

また、計画の進行管理及び達成状況の点検・評価については「三朝町障がい者地域自立支援協議会」に報告することにより行います。

第7期三朝町障がい福祉計画・第3期三朝町障がい児福祉計画におけるPDCAサイクル



用語解説

● あ 行 ●

医療的ケア児・者

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児・障がい者のこと。

● か 行 ●

介護給付

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、から構成。

訓練等給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助から構成。

基本指針

障害者総合支援法の規定に基づき、国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」。

● さ 行 ●

重症心身障がい

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している状態の障がい。

障害者総合支援法

「障害者自立支援法」に代わり、平成25年4月1日に施行された。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

障がい者地域生活支援センター

三朝町障がい者地域生活支援センター設置事業実施要綱に基づき、障がい者が地域で安心して生活していくために必要となる各種サービス利用等のための相談支援・調整等を行う。また、障がい者等の各種相談に応じ、地域生活を支援する相談支援専門員を配置。

障がい福祉サービス

個々の障がいのある人々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる障がい福祉サービスは、障害者総合支援法

で定める介護給付と訓練等給付の2つのサービスから構成。

自立支援医療

障がい児のための「育成医療」、身体障がい者のための「更生医療」及び精神障がい者のための「精神通院医療」の総称。医療費の自己負担額を軽減する。

自立支援給付

障害者総合支援法に基づくサービスに関する個別給付で、支給決定又は認定を受けた障がい児者が、制度の対象となるサービスを利用した場合に、要した費用の9割を基本に公費負担する制度。介護給付費、訓練等給付費、補装具費から構成。

身体障害者相談員及び知的障害者相談員

障がいのある人の福祉の増進を図るため、障がいのある人の相談に応じ、更生のために必要な援助を行う。

ストマ用装具(ストマ装具)

ストマ(手術によって作られた体内から体外に通じる孔)から便や尿を受けるための日常不可欠な必需品で、人工肛門保有者及び人工膀胱保有者(オストメイト)の排泄支援用具。

● た 行 ●

中部圏域障がい者地域自立支援協議会

鳥取県中部圏域1市4町(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、三朝町)において、障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

● は 行 ●

ピアサポート活動

悩みや心配事について、仲間同士で支え合うサポート活動。

ペアレント・トレーニング

家庭環境や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたトレーニング。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた者。育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てに関するサポートを行う。

補装具

身体障がい児者の損なわれた身体機能を補い又は代替することにより、職業その他日常生活を容易にするため用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車いす等。

● ま 行 ●

三朝町障がい者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定された法定計画。三朝町の障がい者福祉施策の基本的な方向と、保健・医療・福祉等の施策を総合的に推進するための計画。

三朝町障がい福祉計画

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定された法定計画。障がい福祉サービスと地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう数値目標等、必要な事項を定めたもの。

三朝町障がい児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 に規定された法定計画。障がい児福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう数値目標等、必要な事項を定めたもの。

三朝町障がい者地域自立支援協議会

三朝町障がい者地域自立支援協議会設置要綱に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい福祉に関する関係者が連携し、支援体制について協議を行う。

● ら 行 ●

レスパイト

一時的な中断や休息という意味で、介護が必要な障がい者や高齢者のいる家族が一時的に休養するための支援サービスをレスパイトケアという。